

令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制に向けた特例水準対象医療機関の指定について

令和6年4月から開始される医師の時間外労働の上限規制に向け、医療機関から申請を受け、令和6年1月の医療審議会にお諮りして意見をいただき、特例水準の対象医療機関を指定する。

○ 特例水準指定予定医療機関 2機関 (R5. 10. 31現在)

N	医療機関名	医療圏	指定対象医師の診療科 ()は医師数	特例水準
1	●埼玉県立循環器・呼吸器病センター	北部	循環器内科(18)、心臓外科(3)、血管外科センター(3)、脳神経センター(5)	B水準
2	深谷赤十字病院	北部	心臓血管外科(1)	B水準

B水準：2機関
* 上記の診療科名は、医療機関からの申請内容のとおりに記載

○ 特例水準指定申請状況 1機関 (R5. 10. 31現在)

○ 特例水準指定申請における申請状況等について (R5. 10. 31現在)

令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制に向けた特例水準対象医療機関の指定について

○ 今後のスケジュール

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特例水準 指定手続き			●申請受付 開始	▶ 申請締切①						▶ 申請締切②		
各協議会	●地域医療対 策協議会 (事前説明)			●地域医療構 想推進会議 (事前説明) ●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (事前説明)	●地域医療対 策協議会 (状況報告)	●医療審議会 (状況報告)		●地域医療構 想推進会議 (状況報告) ●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (意見聴取)		●地域医療対 策協議会 (意見聴取) ●医療審議会 (指定事項諮 問)	●水準指定	▶ ●結果通知 ●県HP等で公表